

令和元年度 第2回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

令和元年 10月29日(火) 15:00~15:55

天神ビル11階 11号会議室

2 出席者

(委員) 森田委員長, 八尋副委員長, 伊藤委員, 乙津委員, 笹山委員, 堤田委員,
南原委員, 松尾委員, 于委員

(事務局) 経済観光文化局 高島局長

天本理事

仲原国際経済・コンテンツ部長

横島まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

井上にぎわい振興係長, 森園

保健福祉局

宮尾食品安全推進課長

住宅都市局

篠崎みどり運営課長

道路下水道局

西村路政課長

中央区

倉岡道路適正利用推進課長

3 議題

- (1) 委員長, 副委員長の選任について
- (2) 会議の公開について
- (3) 署名について
- (4) 第1期屋台選定委員会のまとめについて
- (5) 第1回公募屋台の更新審査について
- (6) 審査部会の委員について

4 議事

(1) 委員長, 副委員長の選任について

(事務局)

それでは, 議事に入らせていただきます。

議事の一つ目でございますが, まずは「委員長, 副委員長の選任について」でございます。屋台基本条例施行規則第28条の規定により, 委員長, 副委員長は, 選定委員の互選により定めることになっております。どなたかご推薦はございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局案をご提案したいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。事務局案といたしましては、委員長に森田委員，副委員長に八尋委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。皆さまにご承認をいただきましたので、委員長には森田委員，副委員長には八尋委員にお引き受けいただきたいと思っております。それでは、森田委員長，八尋副委員長，委員長席，副委員長席の方にご移動いただき，議事の進行をお願いいたします。

(委員長)

では、改めまして、委員長となりました森田でございます。

今回、第1回公募屋台の更新でございますが、屋台は福岡を代表する景観でもありますし、独特の雰囲気を持って賑わいをもたらす貴重な資源でもありますので、この選定委員会で今後よりよい屋台環境を構築することを期待します。

それでは八尋副委員長。

(副委員長)

八尋です。第1期に引き続きまして、今期もさせていただくことになりました。森田委員長を支えながら、頑張りたいと思っております。

福岡のイメージ、貴重な資源である屋台を我々が選定するという非常に重要な役割を担っておりますので、責任を感じながらやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(2) 会議の公開について

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。議題2「会議の公開について」ですが、第1期の屋台選定委員会においては、個人情報を含んだ議論が想定される場合などを除き、原則公開で行ってきたということですので、第2期においても同様に、原則公開で行いたいと考えております。

本日の議事はいずれも個人情報を含んだものにならないと思われまますので、すべて公開で進行したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。それでは本日の会議は全て公開で進めたいと思っております。

(3) 署名について

(委員長)

では続きまして、議事3「署名について」です。

本日の会議では第1回公募屋台を更新するかどうかの審査について議論していただく予定です。審査に当たりましては、公平に行う必要がありますが、審査される側と審査する側が接触するようなことがあれば、公平性を欠くことになりかねません。従いまして、審査する側である私たち屋台選定委員が、審査される側である第1回公募屋台と接触しないとともに、そのことを今からお配りする宣誓書によって表明していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。それでは皆さま、宣誓書への署名をお願いいたします。なお、同じく審査する側である事務局職員については、既に宣誓書に署名をしておいております。

—各委員署名—

(4) 第1期屋台選定委員会のまとめについて

(委員長)

それでは次の議事に移りたいと思います。議事の4「第1期屋台選定委員会のまとめについて」です。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料1「第1期屋台選定委員会意見まとめ」について、ご説明いたします。

この資料につきましては、今年4月に開催されました選定委員会におきまして、「公募における課題」、「選考の考え方」や「屋台について感じたこと」などを、委員の皆さまに挙げていただき、村上前委員長を中心にまとめていただいたもので、大きく「公募のあり方」、「屋台のあり方」、「ハード面の整備」、「営業開始後の屋台」、「場所の魅力」の5つの視点でまとめていただきました。

まず、「1 公募のあり方」をご覧ください。

主な意見としましては、外国人の方が読みやすいように、募集要項や試験問題等の書類に、ふりがなをふった方が良いというご意見や、屋台は連なってこそ魅力が引き出されるため、空いている場所がすぐ埋まるように、随時募集をしてみてもどうかというご意見や、これから公募や更新の機会が増えていくことから、スケジュールを整理して、効率的な公募方法を検討した方が良いというご意見がありました。

続きまして、「2 屋台のあり方」をご覧ください。

主な意見としましては、屋台は連携することでより魅力が高まっていくというご意見や、公募によって新しいジャンルの屋台が出てきているが、一方で、昔ながらの伝統的な屋台の雰囲気も大事にするべきであるというご意見がありました。

続きまして、資料右上の「3 ハード面の整備」をご覧ください。

主な意見としましては、トイレなどのハード整備が必要であるというご意見や、ハード整備等については、まちづくりの中で検討されるべきであるというご意見がございました。

続きまして、「4 営業開始後の屋台」をご覧ください。

主な意見としましては、屋台営業は想像以上に大変であることを踏まえ、営業開始後の業者もサポートしていく必要があるというご意見や、公募で選定された業者の計画と、それに対する実際の結果がどうであったかという点を、しっかりチェックする必要があるというご意見、また、第2回公募の際、屋台営業経験のある方の中にもルールを誤解して認識されている方がいらっしまったことから、改めてルール遵守を徹底させる必要があるというご意見がございました。

続きまして、「5 場所の魅力」をご覧ください。

主な意見としましては、過去2回の公募の中で希望者が現れなかった地区があったことを踏まえ、地区の魅力を引き出すために、一定の地区に限定した新たな制度を導入してはどうかというご意見や、一方で、場所の魅力を高めるために安易にインセンティブを与えるのではなく、あくまで地区周辺のまちづくりという視点から考えた方が良いというご意見がありました。

主な意見につきましては以上ですが、選定委員の皆さまがご意見を挙げられる中で、屋台選定委員会としてどこまで判断できるのかというお話もありましたので、改めて屋台選定委員会の所掌事務についてご説明いたします。

資料右下の参考、点線で囲まれている部分をご覧ください。

上から「公募場所に対して意見を行うこと。」、「公募の際に、屋台営業候補者の選定を行うこと。」、「更新の際に、更新を行うことが適当かどうかの認定を行うこと。」、「その他市長が必要と認める事務を行うこと。」と規定されております。

よって、先ほど様々なご意見がございましたが、公募、更新や選定委員会に関することにつきましては、引き続き、屋台選定委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(委員長)

はい。ありがとうございます。

第1期屋台選定委員会の委員が3年の任期を踏まえて積み上げたものでございます。

こちら何かを今日決定するわけではございませんが、この3年間をまとめた内容につきまして質問がございましたらお願いします。

(委員)

右側の4の「営業開始後の屋台」のところの3番目の「ルール遵守の徹底を」とい

うところですが、「ルールの誤った認識が散見されたため」と書いてありますが、具体的にどのように誤って認識されていたのか。具体的なことがもし分かるようでしたら、教えていただければと思います。

(事務局)

こちらのルール遵守の徹底につきましては、前回選考の中で、筆記試験、書類審査、面接等を行いまして、特に面接審査の時に、審査部会の委員の方からいろいろご質問等をしていただいた中、あとは書類の中で、決められた区画の中に置いて良いものと置いてはいけないものであったり、これは絶対必要条件だということで食品衛生上用意しないといけないものなどを明確に答えていただけなかったり、誤った認識をされていたという事例があったと聞いております。

以上でございます。

(副委員長)

そうですね、食品衛生についてはかなり違った認識のところがあって、何がなくてはならないかといったものを、長年ずっとやっていく中で確認していなかったとか、そのような言葉があったように思います。

それから、汚水の処理の仕方ですね。グリーストラップを通さなければならないとか、そのような基本的なことを認識してしないのも、ヒアリングの中で確認したりしました。

そのような意味ではやはり長年やっても、日々確認を怠ってはいけないということ、改めて選定委員会の中でも、確認した次第です。

(委員長)

ありがとうございました。ほかに何かご質問は。

よろしいでしょうか。

では議事4「第1期屋台選定委員会のまとめについて」は以上とします。

(5) 第1回公募屋台の更新審査について

(委員長)

次の議事に移ります。議事5「第1回公募屋台の更新審査について」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。「第1回公募屋台の更新について」、ご説明いたします。

まず、資料左上の「第1回公募屋台数の推移」についてでございますが、平成29年4月から順次23軒が営業を開始し、現在は18軒が営業をしております。営業開始後に5軒廃業しておりますが、その廃止理由につきましては、4軒が体調不良のため、1軒が第2回公募に応募するためと聞いております。

平成 29 年から営業を開始しました第 1 回公募屋台につきましては、今年度末の令和 2 年 3 月末に許可の通算期間が満了いたします。令和 2 年 4 月以降も営業を希望される営業者は、通算期間の延長を申請し、更新決定を受ける必要があり、現在営業している 18 名全員が申請を行っております。

資料左上の、点線で囲まれている部分をご覧ください。

通算期間の延長につきましては、屋台基本条例第 27 条第 3 項におきまして、福岡市屋台選定委員会の認定が必要であると定められていることから、今回延長を希望された 18 名の認定可否について、本選定委員会でご審議いただくこととなります。

次に、資料左側の「1 更新審査の概要」をご覧ください。

対象者は、先ほど説明したとおり、延長を希望した 18 名で、審査対象期間は、営業を開始した平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までとなっております。なお、令和元年 12 月の更新決定後から令和 2 年 3 月 31 日までの期間につきましては、更新審査の考え方にに基づき、一定の事実等が確認された場合には、今回の更新事務に準じて対応してまいりたいと考えております。

次に、審査方法についてですが、詳細は後ほどご説明いたしますが、一定の事実の有無を確認する事実確認と、審査部会による面接を実施した上で、総合的に判断することとし、面接を行っていただく審査部会は 6 名の選定委員で構成したいと考えております。

なお、審査部会の構成につきましては、この後の議事でご議論いただくこととしております。

続きまして、「2 審査の流れ」についてご説明いたします。

資料左下のフロー図をご覧ください。フロー図につきましては、左側から時系列で表記しております。具体的には、まず 9 月末までに、希望者から更新申請をしていただき、本日の選定委員会におきまして、更新審査の方向性を決定し、10 月中に事務局において応募資格確認を行うこととしております。

応募資格確認後は、状況に応じて事実確認、面接を実施し、12 月中に、選定委員会として、更新認定、不認定の判断をしていただくこととなります。

続きまして、資料右側の「3 更新審査の考え方」をご覧ください。

更新審査の基本的な方向性としましては、『公募時の応募資格』を有していない者、『更新時の考慮事項』に基づく一定の事実が認められ、面接の結果、選定委員会が更新不認定とした者を更新しないこととし、これらに該当しない営業者については、更新することとしたいと考えております。

次に、具体的な審査手順についてですが、応募資格確認では、一つ目の薄い水色で囲まれている部分になりますが、税金の滞納がないことや暴力団でないことなど公募時の応募資格の有無について確認を行い、その後、事実確認では、更新時の考慮事項に基づく「一定の事実」の有無について確認を行い、「一定の事実」がある場合には、

審査部会による面接を実施し、その結果を踏まえて、屋台選定委員会として更新可否を判断していただくこととしております。

続きまして、事実確認の具体的な内容についてご説明させていただきます。資料の右下をご覧ください。

更新時の考慮事項につきましては、規則において、4項目規定されております。「指導及び措置の実施状況」、「過去の営業状況」、「営業計画の実現の程度」、「屋台の効用発揮や魅力向上の状況」となっております。この4項目に対応する確認すべき事実をまとめているのが、資料右下の表になります。

表をご覧ください。

考慮事項の「1 指導及び措置の実施状況」につきましては、道路・公園の観点では「文書による指導を受けたことがある」という事実、食品衛生の観点では、「食品衛生法に基づく、文書による指導または処分を受けたことがある」という事実が認められた方については、面接を行うこととし、面接を通して、事実に対する営業者の意識などを確認し、最終的に屋台選定委員会において更新認定の可否を判断していただくこととなります。

同様に、考慮事項の「2 過去の営業状況」につきましては、「営業日数が週3日未満」という事実、考慮事項の「3 営業計画の実現の程度」につきましては、「収支状況が赤字である」という事実、「地域貢献の取組みなど、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められる」という事実、考慮事項の「4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況」については、「苦情が寄せられるなど、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められる」という事実が認められるかどうかで、面接を行うかどうかの判断をしていただきたいと思いますと考えております。

最後に右下の「面接における更新可否の判断基準」についてですが、「一定の事実」があった場合、無条件で更新認定をしないということではなく、審査部会による面接で営業者の考え方等を確認し、「一定の事実」について十分な原因分析及び対策ができていない場合に限り更新不可としたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

はい。

第1回公募屋台の更新について何かご質問はありますでしょうか。

(委員)

少し会計についてお聞きしたいと思っております。

先ほど説明があった「一定の事実」の「3 営業計画の実現の程度」というところに「収支状況が『赤字』である」とありますが、赤字だから即駄目だというわけでは決してないのだろうと思いますが、収支決算書みたいなものを、応募者或いは更新者等から提出してもらうのだろうと想像できます。

しかし、その書類の中にある収支決算書が果たして、提出されたものが本当に信頼できるものであるかどうか、そもそも本当は赤字であるにもかかわらず、いわゆる粉飾みたいなことで、少しよく見せかけているということが、ないことはないだろうと思います。そのようなチェックは行うのですか、行わないのですか。

(事務局)

収支状況の確認の方法であったり、どこまで確認しているのかという件でございますが、営業者の方につきましては、公募に応募する際に、まず計画書に、収支計画というものを記載していただいております。それに対して、1年後2年後、年に1回、報告書を提出していただくことになっておりまして、その中で、収支状況について記載をしていただき、また、あわせてヒアリングも行っている状況でございます。

正式な収支の書類を出して確認しているかどうかにつきましては、そこまでは今していない状況で、申し立ての範囲で確認している状況でございます。

以上でございます。

(委員長)

ほかに何かご質問はありませんでしょうか。

(委員)

前回と引き続きなので、発言しますが、「営業計画の実現の程度」ということで、18名の第1回公募屋台の皆さまの営業の数字を見ておられるかと思いますが、実際のところ、営業成績と言いますか、計画の実現度と言いますか、その辺りのところは、どのように推移しているのでしょうか。

(事務局)

営業計画に対する実現度の状況についてでございますが、先ほど申し上げました通り、営業開始1年後2年後の2回報告書を提出していただきましてヒアリングを行っている状況でございます。

当初、やはり多くの項目を書いて公募を受けていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、そんなに項目を挙げないで、このようなことをやると書いていらっしゃる方、まちまちでございますが、今、事務局として、計画の実現度はどうかを調べたところによりますと、7割以上達成されている方は大体18名中4名ぐらいいらっしゃいまして、3割未満かなと思われるような状況が1名。それ以外の方は3割から6割ぐらいの達成度という形で、事務局としてはそのような見立てをしているところでございます。

今後、具体的な審査部会等で更新の審査に入りましたら、その辺りを、事務局としても示しまして、審査会部会、選定委員会の中でご議論いただきたいと考えております。

以上でございます。

(委員長)

ほかに何かありませんでしょうか。

ではないようですので、資料2に記載されているとおりに、更新審査を進めるということでよろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

それでは、資料2に記載されているとおりに、更新審査を進めることとします。

(6) 審査部会の委員について

(委員長)

それでは、最後の議事に移ります。議事6「審査部会の委員について」です。

審査部会の委員につきましては、屋台選定委員によって構成することになりますが、過去2回の公募において、市議会議員の委員の皆さまは、市政全般に係る知識をお持ちですので、面接などの個別の審査ではなく、選定委員会の場において全般的、総合的な評価をいただいていたとのことでした。

同様に、南原委員におかれましては、福岡市食品衛生協会会長であります。また市議会議員でもいらっしゃいますことから、個別の審査ではなく、全般的、総合的な評価をいただいていたということでございます。

今回の更新審査におきましても、同様に審査部会については市議会議員の皆さま以外の6名で構成したいと考えておりますが、審査部会の委員について、何かご質問、ご意見がありましたらお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは審査部会の委員につきましては、市議会議員以外の6名で構成するということがよろしいでしょうか。

—委員から異議なし—

ありがとうございます。

なお、福岡市屋台選定委員会運営要領において、審査部会の部会長、副部会長については、部会委員の互選によるとされておりますので、後日行われます最初の審査部会で議論いただければと思います。

本日予定している議事は以上となりますが、これまでの議論を踏まえまして、何かご意見やご質問はありますか。

(委員)

屋台を観光化するというなら、その前にトイレを整備してから、公募をしてもらいたいという意見なのですが、我々が天神の屋台を回ると営業時間が終わった時点で、もう営業は止めますと言ったところが何軒かありました。

だから観光化するなら、もう少しトイレを増やしながらかやっていたきたい。

ライトアップイベントの場合だと、簡易設備のトイレを用意したりしています。神社などでのイベントの場合はそのようなことができるから良いのですが。

我々が審査をするときに、コンビニにトイレを借りるとか、ホテルに入ってしまう

とか聞きます。しかし、嘔吐されたときに誰が掃除をするかと考えると、やはりそれは嘘だろうと私は思います。そこではなくて、屋外で、10軒に1か所くらいやはりトイレが必要ではないでしょうか。

市長が言うようにクルーズ船が入って来たりとか、そのような力があるのならもう少し市民に対する観光化という名目でトイレの要望をしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

トイレのお話で、地下街が閉まったら、地下街のトイレが使えないので、その時間を目途に屋台の営業を終えたりするという話もあったと伺っています。トイレの件ですが、天神、博多周辺で、地下街にあるトイレではなくて、路上にある公衆トイレを確認しましたところ、天神、博多地区におきましては、徒歩3分、直線距離240メートルの範囲には配置されていることは確認できましたが、やはりそれで十分かどうかは、今後議論が必要なのかなと思います。

ただ、今、委員もおっしゃられましたように、基本的にトイレ、屋台に関しましては、トイレの確保は条例の中で屋台営業者の責務と規定されておりまして、屋台営業者も工夫されまして、コンビニ、ホテルや駐車場のトイレなど、協議いたしまして、ギブアンドテイクの関係も作りながら、今活用、利用させていただいていると伺っています。そこまで事務局の方には今、公衆トイレを増やして欲しいという声までは至っていない状況ですが、貴重なご意見として、今後も踏まえて、議論していきたいと思えます。

以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

これについても、自ら商売している店舗からすると、水を流すのに、幾らかかるかということを考えている。企業に負担がかかるということもあって、やはり甘えてはいけない、そう思います。

ゴミ箱を置いたら家庭ごみを捨てたり、水があるトイレだったら、ペットボトルに水を持って行ったり、公園などにはトイレを作れない状況になりますが、やはり観光化と言うのであればそのようにしてもらいたいなと私は思います。

いろいろありますよ。ゴミ箱置いたら家庭ごみは捨てて行く、洗濯はする。それは分かっています。しかし、そこは観光化するというなら、少し力入れてもらえないかなと思います。

(委員長)

ヨーロッパの場合、お店のトイレが使えないという事情で、ヨーロッパで採用されているのは全自動トイレという50セント程度だったと思いますが、全自動で丸ごと清掃するトイレがあります。ただ、日本人の特性として、このようなトイレを使いた

がるかどうかという課題はあります。

また、トイレを丸ごと一回一回清掃することと、悪用されないように15分経つと、自動ドアが開くようになっています。

(委員)

前に出ていましたが、地域に対して屋台が貢献するというか、そのようなことはどうなっているのか、教えてもらえませんか。

例えば天神とか博多駅、中洲もそうなのですが、地域の人たちと交流があるとか、地域が清掃活動するときには、屋台の業者が出てきて、一緒にやりますよとか。そのようなことをやっているのかどうか。以前は確か、そのようなことをやって欲しいという意見が出ていたと思うのですが、その辺りはどのようになっているかを教えてください。

(事務局)

地域との関わりですが、こちらも報告書なり、ヒアリング等で確認をしております、やはり一部の方の中には、そのように地域の清掃活動に出て、一緒にやっていたり、あるところで申し上げますと、公募屋台同士で数人のグループを作りまして、天神だったり博多を清掃しているところがあるというふうになっておりまして、写真等も添付していただきまして、活動を確認しているところもございます。

これは、全員が全員やっているかどうかというのは、正直そのような状況ではないかなと思います。やってらっしゃる方もいらっしゃいますし、そうではない方もいらっしゃる状況で、これにつきましても、審査部会の更新審査の資料の中で、状況等は説明等させていただきたいと思います。

(委員)

もちろんやっていらっしゃる方もいる。しかし、やっていない方というのは、要するに公募の条件の中で、「地域に貢献しなさいよ」というのが条件に入っていると思います。だとしたら、きちんと全員が、そのような地域活動をきちんとするというのを徹底してやってもらわないと。もともと屋台というのは市民が「屋台に行きたい」というのが屋台だったと思います。

ところが、やはり汚水の垂れ流し、立ち小便だ、嘔吐するわ、臭い汚いというので、屋台はいかかなものかというので、このような話になりましたよね。

だから、そうならないように、是非地域に貢献するように、地域の人たちが「屋台はよくやってくれているんだよ。」と言ってくれるようにしないと、また同じ話が出てくるのではないかと思うので、そこは徹底して行政のほうも指導していただきたいなと思います。

(委員長)

これは更新の事実確認3と4に関わるのでしょうか。

(事務局)

そうですね。そちらの部分に関わります。

(委員)

あと、問題となっているのは博多駅の客引きが新聞にも載っていましたが、これが屋台で行われることがないように注意をしていかないといけないだろうと思います。そのような点についてどうお考えですか。

(事務局)

客引きについてですが、屋台に関しましても、1件そういった強引な客引きを受けたということで、苦情がありました。こういった執拗なつきまといや客引きにつきましても、今、福岡県の迷惑行為防止条例において禁止されている状況でございます。

福岡市全体としましては、市民局におきまして、以前から福岡県警察に、客引き行為の取り締まりをお願いしているところでございます。屋台につきましても、年1回、全屋台営業者を対象とした講習会がございますので、その中で、そういったクレームの事例であったり、それに対してどうしていかないといけないのかということであったりについて、注意喚起を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

苦情で思い出したのですが、先日友人と行った屋台がたまたまこの中に1つありましたが、おでんを出されたお皿が数か所欠けていました。小さな欠けですが、場合によってはそれに触ったことで怪我をします。怪我をして初めて苦情になるのではないかなと思います。

そういった苦情が寄せられる前に、使っている食器やグラスなどが欠損していないかなど、徹底して注意喚起をしていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

(委員長)

ありがとうございます。

更新に関してそのほかにご意見よろしいでしょうか。

(副委員長)

今回は更新ということになりますので、前回、私も計画書を随分読み込んだのですが、良いことがいっぱい書いてありました。電子決済をします、それからメニューの多言語化、市のイベントに参加します、それから連携をします、それから先ほど出たように清掃を地域と一緒にやりますとか、そのようなことが本当にどのくらいやられているのかに関しては、私は選んだ責任を感じているところもあって、更新審査がどうなるのか分かりませんが、応募資格の確認の後、実際に面接となっていく中で、厳しく聞きたいと思っています。

(委員)

前回の公募のときに長浜地区は1軒も応募がなくて、今も4軒しか営業していません。その辺りについて何かの対策というか、そのようなことを今期考えていただけたらというのが要望でございますが、是非その辺りも含めてご議論をいただければと思っております。

以上でございます。

(委員長)

ほかはいかがでしょうか。ほかにならないようでしたら、本日の審議はこれで終了したいと思えます。

では、進行を事務局へお返しします。

(事務局)

選定委員会の委員の皆さま、本日は、ありがとうございました。

特に新しく委員になっていただいた森田委員長をはじめ、新しい委員の皆さま方、是非フレッシュな気持ちで屋台の審議を進めていただきたいと思います。

それから2期目に継続して、委員になっていただいております先生方、どうぞよろしく願いいたします。特に既に笹山委員、南原委員、八尋委員そして堤田委員からしっかりとしたアドバイスをいただいておりますので、これをきちんと考慮して活かせるような形で次の委員会に向けていきたいと思えます。

どうぞよろしく願いいたします。